第１回　長野県広域受援計画検討委員会
次第

日時　平成３０年6月１９日（火）
　　　１３時００分～１５時００分
場所　長野上水内教育館

１　開会の挨拶

２　設立趣旨

３　委員紹介

４　委員長の選出

５　議　事

（１）平成２９年度の検討経緯について

（２）長野県広域受援計画の検討の進め方について

（３）広域防災拠点計画の検討の進め方について

（４）機能別活動計画の検討の進め方について

（５）広域受援に係る県災害対策本部の受援体制について

（６）長野県広域受援計画の構成について

（７）その他

６　閉　会

長野県広域受援計画検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　近年の大規模災害の応援の受入れを想定した長野県内の体制整備を示す長野県広域受援計画（以下「受援計画」という。）策定にあたり、専門的・技術的見地から助言等を行うため、長野県広域受援計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、受援計画の内容となる次の事項について専門的、技術的助言等を行う。
（１）　広域受援に係る県災害対策本部の受援体制の検討
（２）　広域防災拠点計画の検討
（３）　機能別活動計画の検討
（４）　その他広域受援計画に関する事項

（組織）
第３条　委員会は、学識経験者、指定行政機関職員、市町村防災担当職員及び県職員のうちから長野県知事が委嘱する委員をもって組織する。
２　委員会には委員長を置き、委員互選により選出する。
３　委員長は委員会を総括し、会議の議長となる。
４　委員長に事故あるときなどは、委員長が予め指定する委員がその職務を代理する。

（会議等）
第４条　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
２　委員会は、原則公開とする。なお、特段の理由がある場合は、委員会の決議により非公開とすることができる。

（専門部会）
第５条　委員会は、委員会の所掌事務の詳細等について調査・検討するため、専門部会を設置することができる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、長野県危機管理部が委託する事業者が行う。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成 30 年５月 15 日から施行する。

平成30年6月19日

第1回長野県広域受援計画検討委員会
委員（出席者）名簿

伊藤　俊幸	下諏訪町総務課長（長野県町村会選出町村）
宇田川 真之	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター特任助教
川瀬　宏文 【　欠　席　】	国土交通省中部地方整備局総括防災調整官 【代理出席：国土交通省中部地方整備局企画部防災課長　堀江　幸生】
国崎　信江	株式会社危機管理教育研究所代表
越野　修三	国立大学法人岩手大学地域防災センター客員教授
阪本　真由美 【　欠　席　】	公立大学法人兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
佐野　正	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付参事官補佐
田中　達夫	上田市総務部危機管理防災課長（長野県市長会選出市）
秦　康範	国立大学法人山梨大学工学部土木環境工学科准教授
池田　秀幸	長野県危機管理監兼危機管理部長

（敬称略、五十音順）

第１回 長野県広域受援計画検討委員会
座席表

日時：平成30年6月19日（火）13：00～15：00

場所：長野県上水内教育館

敬称略

国立大学法人山梨大学工学部
土木環境工学科　准教授
秦 康範

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災計画担当）付
参事官補佐　佐野 正

上田市総務部危機管理防災課長
（長野県市長会選出市）
田中　達夫

長野県危機管理監兼
危機管理部長
池田 秀幸

下諏訪町総務課長
（長野県町村会選出町村）
伊藤 俊幸

東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター
特任助教
宇田川 真之

国土交通省中部地方整備局
企画部防災課長
堀江　幸生

国立大学法人岩手大学
地域防災センター　客員教授
越野修三

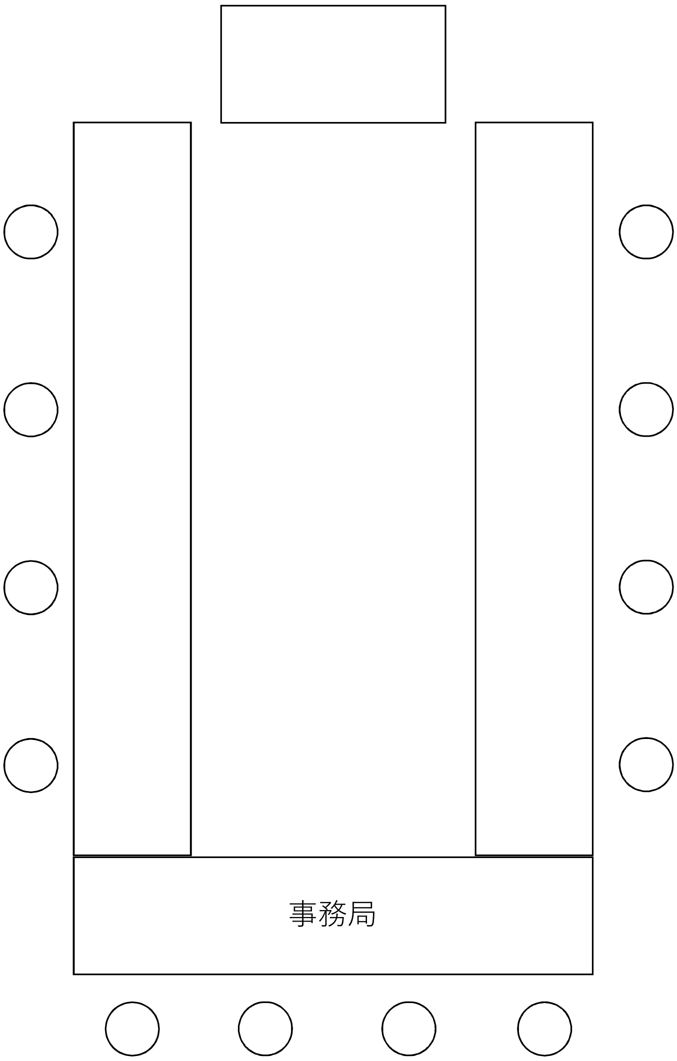

長野県危機管理部
危機管理防災課

長野県危機管理部
危機管理防災課

長野県危機管理部
危機管理防災課

株式会社
建設技術研究所

出入口